

# 就労選択支援サービス創設に伴う調整事項について（R7.8月相談支援ワーキングより）

令和7年度 第1回 三条市  
地域自立支援協議会 別紙3

## 参考：就労選択支援サービスとは

### (1) 概要

本人が就労能力や適性を客観的に評価とともに、本人の強みや 課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理するもの。

具体的には就労アセスメントの方法を活用し、本人と協同の上、本人への情報提供等、作業場面等を活用した状況把握、多機関連携によるケース会議、アセスメント結果の作成を実施する。その結果を本人にフィードバックして、本人と一緒に将来の働き方などを考え、必要に応じて事業者等との連絡調整を実施するもの。

### (2) 対象者

サービス種別	新たに利用する意向がある障がい者	既に利用しており、支給決定の更新の意向が障がい者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）  ・50歳に達している者または障害年金1級受給者 ・就労経験ありの者	令和7年10月から原則利用  希望に応じて利用
	就労継続支援A型	令和9年4月から原則利用
就労移行支援	希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

### (3) サービス支給決定の取扱い

- 支給決定期間：原則1か月

### (4) 特別支援学校等における就労選択支援の取扱い

- 実施時期：特別支援学校等の1年生から利用可能、また在学中に複数回実施することも可能
- 15歳以上18歳未満の生徒の利用手続き：児童相談所長が障害福祉サービスを受けることが適当と認め、その旨を市町村長に通知（者みなし通知）することが必要  
※その後は通常の利用手続きの流れのとおり

### (5) その他

- 近隣に就労選択支援事業所がない場合や、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認める。

## 情報共有

- 新潟県内の動向
  - 10月に指定を取る事業所はない。
  - 新潟県はモデル事業に指定されていることから、来年4月に開所する事業所はあるはず。
- 市内の動向
  - 就労移行支援事業所でR7年10月開所予定の事業所はなし。  
主な理由：地域の共通認識や準備がない中ではできない。  
職員がどの程度手を取られるかが読めない。  
(1か月内で行うべき業務が多く、スキルも求められる。)
- 就労選択支援開始に伴う懸念
  - 現行の就労継続支援B型利用のための就労アセスメントの二の舞にはしたくない。  
(就労アセスメントは就労の可能性をアセスメントするもの。「できない」を評価するものではない。)
  - 利用者にとってもハードな内容になるのでは。受けたことに敷居が高くなる印象。現行の就労アセスメントは気軽に受けができるという点ではよかつた。
  - 国が示しているとおりではなく、市独自のものを作り上げた方がよい。

## 必要な調整と今後の方向性

- サービスの趣旨についての関係者間の共通理解の浸透  
⇒ワーキングを実施し、認識をすり合わせる。
- 提供内容の標準化、使用ツールの改善
  - サービス提供内容を標準化するための検討
  - 就労アセスメント実施にあたり、現行のアセスメントシートの見直し  
⇒ワーキングを実施
- 利用見込みの確認
  - 特別支援学校等高等部在学中の就労選択支援利用見込みの算出  
(他の利用見込みはこれまでの実績から算出する。)  
⇒下半期で調整
- 就労選択支援事業所による就労アセスメントが実施できるようになるまでの間の就労アセスメント希望者への対応  
⇒現行の就労移行支援事業所による就労アセスメントで対応

ワーキングにて